

(様式第4号)

市民による事業評価(高齢者施策) 会議概要

1 審議会名	市民による事業評価(高齢者施策 第5回)
2 日時	平成25年8月8日(木曜日)午後1時30分から午後3時30分まで
3 会場	中央公民館 2階 第1会議室
4 出席者	山浦健太郎TL、大谷直史STL、井上妙子委員、圓増治之委員、神尾みち子委員 柴崎琢磨委員、杉崎千代委員、中山昭雄委員、堀内吉孝委員、宮島かつ子委員 山田 豊委員、山野井悦雄委員
5 市側出席者	徳永高齢者介護課長、村山高齢者支援担当係長、長田介護保険担当係長 桜井介護保険担当係長、羽毛田真田健康福祉課高齢者支援担当係長 金子丸子健康福祉課高齢者支援担当係長、内田武石健康福祉課高齢者支援担当係長 中村行政改革推進室長、西澤行政改革推進係長、他行政改革推進室2人
6 公開・非公開	公開 ・ 一部公開 ・ 非公開
7 傍聴者	0人 記者 0人
8 会議概要作成年月日	平成25年8月15日

協 議 事 項 等

1 開 会(中村行政改革推進室長)
2 チームリーダーあいさつ(山浦チームリーダー) 以下、チームリーダーを「TL」、サブチームリーダーを「STL」
3 議 事
(1) 前回会議録の確認 ・修正なく承認
(2) 評価対象事業の説明
(TL) 前回審議の中で、回答が保留になっていた部分があるので、事務局から説明を。
(事務局) 高齢者福祉センターの耐震化について、前回、センターは昭和56年建築で建築基準法改正後のため耐震化が必要とされる施設の対象になっていないと説明しが、確認したところ、耐震化の必要性については耐震診断の結果によるが、構造的には調査が必要な建物であるとのことであった。
敬老祝い金について、長野市は、99歳を支給対象から外したが、その理由は、高齢者の増加に伴う経費の支出を抑えながら出来るだけ現状の支給を維持するということ、また、99歳は翌年にも100歳のお祝いがあることから、25年度に見直しを行ったとのことであった。
また、外出せず家に閉じこもり気味な高齢者の人数についてだが、いわゆる「閉じこもり」についての定義はないが、介護認定されていない65歳以上90歳未満の方に、25項目の「基本チェックリスト」を配布している。そのチェック項目の中で、「週に1回以上は外出しているか」という質問に対し、「イエ」と回答された方が841名であった。
平成24年度では17,045人に配布し、うち、介護予防が必要と思われる方は3,396人いたが、その中で、閉じこもりについて予防等支援が必要な方が841名であった。介護予防が必要な方の1/4程度でその傾向があるという結果であった。
ア 「徘徊高齢者家族支援事業」(以下「支援事業」)について
・資料に沿い、村山高齢者支援担当係長から概要を説明
・以降、協議
(委員) 近所の独居高齢者が家の中で倒れ、動けなかったことがあった。偶然に発見されたため大事には至らなかったが、気が動転し携帯も使い方が分からなく、ペンダント式の通報装置も持っていなかったとのこと。
このような場合、具体的にはどうすればよかったのか。

- (事務局) 現在、緊急通報装置は、約1,000人程度に設置されている。緊急通報装置は緊急時の有効な手段と考えているが、それだけで十分とは考えておらず、高齢者世帯の安否確認として配食サービスも実施している。今後は、地域のつながりも大事なことだと思っており、地域での支え合い、見守りも必要になってくると思う。
- (委員) 今後、配食サービスなどでの見守りを増やしていくしかないと思うが、この徘徊高齢者家族支援事業については、24年度予算額に対し実績はどうか。
- (事務局) H24年度の予算額は164千円であったが、実績は4人であった。
- (委員) この事業の対象者となる、認知症の判定基準である a の方は何人いるのか。
- (事務局) 認知症と断定される方は全体で5,047人だが、うち a は、H25.3月末現在で2,427人である。
- (委員) この事業のPRはしているか。
- (事務局) a 全ての方に徘徊行為があるわけではないが、全員を対象としたPRは行っていない。
- (委員) 認知症にも段階があり、a は、日常生活の身の回りの動作ができない状況とされ、着替え、食事、排せつが上手くできない方が a 以上と位置づけられる。「徘徊」は、認知症の中のひとつの行為である。この支援事業の利用者が増加しない要因として、ケアマネジャーが家族との相談をする中で、情報提供しているかどうかもある。行政、ケアマネジャーや地域包括支援センター等が、情報提供をしていく必要があると思う。
- (委員) この事業の対象者は、国の基準が a になっているのか。
- (事務局) 市の基準として a 以上としているが、これはあくまでも目安であり、レベル であっても徘徊の事実があれば対象としている。
- (委員) 道に迷うとか、電車の乗り過ごしなどで行方が分からなくなって心配するというケースが認知症初期の段階で多く、a よりも早い段階での行方不明というケースは多いと思う。a にこだわらず柔軟に運用されれば、利用者が増えるのではないかと思う。
- (事務局) 概ね a としているので、それ以外の方でも対象にしていきたいと考えている。また、位置情報システムだけではなく、一般の方を対象として認知症サポーターの養成も実施している。
- (委員) 家族支援サービスは、他にどのようなものがあるか。
- (事務局) 認知症高齢者の家族の方に対しては、リフレッシュ事業や家庭介護者慰労金のほか、家族の方が外出したい場合にお伺いし、見守りをする安らぎ支援員等の事業がある。現在、10人ほど安らぎ支援員がいるが、今後、拡充して行きたいと思っている。
- (委員) 位置情報システムの携帯品はペンダント型で、使いにくいのではないか。代わりに(認知症)サポーター養成講座を開き、タクシー運転手や郵便局の方にも受講してもらうなど、地域で見守っていく人々を増やしたほうが良いと思う。また、(サポーターを養成する)キャラバンメイトの方も必要と思う。
- (事務局) 認知症サポーター養成講座には銀行の方々にも受講いただいているが、今後、認知症サポーターを増やしていきたいと考えている。
- (委員) 認知症の方の徘徊について、家族としては世間あまり知られたくない、恥ずかしいとの思いから、制度があっても積極的に利用しない、できないのではないかと思う。行政はどの程度、把握しているかお聞きしたい。
- (事務局) 災害時要援護者制度で、地域で高齢者を把握したい場合も、家族が知られたくないということで把握が難しいことがある。  
以前は、行政に親のことを相談することに対し非常に抵抗があったと聞く。現在は、認知症について社会の理解が深まってきた状況にあると思うが、自分の家族のことに关し公の機関が関与することに抵抗を持つ人はまだ多くいるように思う。
- (委員) 位置情報システムを利用した支援事業は普及すべきものと思う。市の広報等で周知し、少しでも多くの方に利用してもらえるよう広報すべきと思う。
- (委員) 位置情報システムの端末は携帯型か。認知症の場合、家族が装着しなければ自ら端末を持って外出することは難しいと思う。

- (事務局) 端末は、携帯電話よりひと回り小さい程度の大きさである。  
しかし、利用者の方の話では、手が届く範囲だと端末を取ってしまうこともあると聞く。
- (委員) システムが普及しない要因のひとつはそこにあり、外されにくい端末の検討も必要だと思う。また、端末はある程度の大きさや重さがあるので、使い勝手の悪さがあるので、各人に合った使い方を工夫することも大切。
- (委員) 上田市で徘徊が原因で捜索に至った事例はどのくらいあるか。
- (事務局) あまり多くないと思うが。
- (委員) 認知症で徘徊があることを近所の人に知らせておくことで、周囲が気を配り、いつでも家族へ連絡が入る状況ができるという話を聞いたことがある。身内が認知症であることを地域に知らせておくことも必要ではないかと思う。  
市では、徘徊の方に対応できるよう模擬訓練など行っているか。
- (事務局) 市の主催ではないが、真田地域では特別養護老人ホームが主体となり、2つの自治会で実施した。まず、公民館に集まり、高齢者への接し方についての講義を受けた後、徘徊された方の大よその情報だけを有線放送で伝え、その情報を元に実際に模擬的に捜索するというもの。
- (委員) 警察署と行政が連携し、事例を検討するなどその対策を確認することも必要と思う。
- (事務局) 市では、認知症高齢者等支援ネットワーク協議会を立ち上げたが、警察、消防関係、自治会や社会福祉協議会に参画していただいているので、今後、さらに検討していきたい。
- (STL) 徘徊行動はいつ起こるかわからないことから、家族は常に不安を抱えるため、施設での介護を考える傾向にあると思う。  
位置情報システムを利用した支援事業が普及しない理由に、携帯させる家族の苦勞や、本人が端末の携帯を嫌がるという問題もあるが、このシステムがあるから在宅で介護できるという利用者もいる。  
病院や施設に入所している認知症の方を在宅で介護しよう、それを標準化しようという動きがある中で、位置情報システムを利用したものは有意義と思う。行政でも、機器の軽量化等業者に開発を促すなどの連携も必要になってくると思う。
- (TL) この事業の審議はこれまでとし、次の事業に移ることとしたい。

## イ 「高齢者介護保険利用料助成給付事業」(以下「給付事業」)について

- ・資料に沿い、長田介護保険担当係長から概要を説明
  - ・以降、協議
- (委員) H24年度の給付事業利用者数はどの程度か。
- (事務局) H24年度の利用者数は、延べ13,853人であった。
- (委員) 給付を受けるについて、上田市の場合所得要件のみだが、他市町村では資産要件あるようだ。今後の財政を考えると、資産要件も検討しなければならないと思うが、マイナンバー法案が施行されれば、資産情報等も把握しやすくなるのではないか。
- (事務局) マイナンバーについては、各自治体が個別に条例で定めれば情報を利用できることになっている。今後、市としてどの分野でマイナンバーの情報を利用するか、庁内で議論して決めて行くことになる。
- (委員) 要支援1、2の方の状態が悪くなった場合は、介護認定をし直すこととなるのか。
- (事務局) 新たな社会保障制度では、要支援1、2を介護保険制度から切り離すことが議論されている。見守りを行うデイサービスなどは、市の事業として行うことが検討されているが、市としても、介護保険事業者ではなく、自治会、NPOや地域で見守りやサロンの事業を継続しなければいけないと考えている。  
市では、「介護予防・日常生活支援総合事業」を今年度から実施しており、介護予防に重点を置き、要支援1、2の方や少し健康状態の悪い方を対象に介護予防に力を入れている。  
上田市でも介護保険給付費は伸びている。介護予防が進み、元気になる高齢者が多くな

れば介護給付費の抑制にもつながるため、重要な施策だと考えている。

(委員) 所得要件だけではなく他の要件も加えるなど、厳しく考える必要もあると思う。

(事務局) 計算上は、10人に1人は給付事業を利用していることになる。所得要件としての「世帯」の捉え方は難しい面もあるが、公平性という視点も重要だと思っているので、今後、検討したいと考えている。

(委員) 利用者負担割合が、5%、7%、8%と段階的に上がってきたが、その際、意見はあったか。

(事務局) 充分説明をさせていただいたことから、大きな混乱やサービスの低下になったという話はほとんどなかったと思う。

(委員) 低所得者向けの制度を利用せず、我慢している高齢者心理についても配慮することも大切であり、このような支援は継続すべきと思う。

ケアマネージャーとしては、その方が望む暮らしに向け、自立支援の視点で必要なサービスを提案すべきと思うが、本人の持っている能力や家族の力、地域の支え合いの力を逆に削いでしまっている状況もあると思う。あくまでも、本人の力を大切にしながら、足りない部分について補うサービスにしていくことが大事だと考えている。

ただし、所得要件だけでなく、資産要件も加えるほうがいいと思う。

(T L) 本日は、時間になったためここまでとしたい。

(3) 次回の開催日程について

・第6回 平成25年9月27日(金)

(4) 閉会